

郡山市告示第290号

市税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第329条、第335条、第371条及び第458条の規定に基づく書類の送達を受けるべき者のうち、別紙に掲げる者については、その住所・居所、事務所又は事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第6条の規定により公示送達する。

については、当該書類を郡山市税務部収納課において保管しているので、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年10月9日

郡山市長 椎 根 健 雄

調定年度	課税年度	期別	氏名
R08	R08	02	橋本 博也
R08	R08	02	八城 努
R08	R08	01	玉木 直也
R08	R08	02	玉木 直也
R08	R08	02	佐藤 貴之
R08	R08	02	有松 千陽
R08	R08	02	森岡 高德
R08	R08	02	佐々木 章博
R08	R08	02	川澄 範人
R08	R08	01	奥河 正明
R08	R08	02	奥河 正明
R08	R08	02	菊池 大輝
R08	R08	02	MATSUSHITA KOZAN APARECIDA MITSUKO
R08	R08	02	MUZAMMIL MUHAMMAD
R08	R08	02	加藤 里美
R08	R08	02	佐藤 朋和
R08	R08	01	立川 孝美
R08	R08	02	立川 孝美

調定 年度	課税 年度	期別	氏名
R08	R07	01	サン・コミュニケーション株式会社
R08	R08	02	清水 智彦
R08	R08	02	遠藤 武治
R08	R08	02	サン・コミュニケーション株式会社

調定年度	課税年度	期別	氏名
R08	R08	01	加藤 裕太